

## 第3章 地域防災力強化計画

### 1 計画の概要

震災対策編 第2編第4章「1 計画の概要」に同じ。

### 2 自主防災組織の育成

震災対策編 第2編第4章「2 自主防災組織の育成」に同じ。

### 3 企業(事業所)等における防災の促進

町は、企業(事業所)等における自衛消防組織の整備促進及び事業継続計画(BCP)の策定促進を図るとともに、企業の防災に係る取り組みの積極的評価等により、企業の防災力向上を図る。

#### (1) 企業等における自衛消防組織の育成

##### ① 育成の方針

町は、次の施設を管理等する企業(事業所)等での自衛消防組織の整備の推進を図る。

(ア) 高層建築物、劇場、百貨店、旅館及び学校等、多数の者が出入し又は居住する施設

(イ) 石油類、高圧ガス、火薬類及び毒劇物等を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所

(ウ) 多数の従業員が勤務する事業所で、組織的に防火活動を行う必要がある施設

##### ② 育成強化対策

##### (ア) 消防法に基づく指導

町は、鶴岡市消防本部と連携し、多数の者が出入し、勤務し、又は居住する建築物並びに一定規模以上の危険物製造所等、消防法に基づき自衛消防組織の設置及び消防計画の作成が義務づけられている施設について、法令に基づき適正な措置が講じられるよう指導する。

また、消防計画に基づいて定期的に行われる初期消火、通報及び避難等の訓練が適切に実施されるよう、訓練内容の指導及び消防技術の講習を行う。

##### (イ) 自衛消防組織の整備推進に向けた理解の確保

町は、鶴岡市消防本部と連携し、消防法の規定により自衛消防組織の設置が義務づけられていない施設についても、自衛消防組織の設置が推進されるよう、関係者の理解確保に努める。

また、これらの施設について自衛消防組織が設置された場合には、被害の発生と拡大を防止するための防災計画の策定並びに定期的な防災訓練の実施により自主防災体制の確立が図られるよう、関係者の理解確保に努める。

さらに、訓練内容の指導及び消防技術の講習を行う。

##### ③ 自衛消防組織等の活動内容

自衛消防組織等の主な活動内容は次のとおりである。

##### (ア) 平常時の活動

a 防災要員の配備

b 消防用設備等の維持及び管理

c 各種防災訓練の実施等

##### (イ) 災害発生時の活動

- a 出火防止及び初期消火活動の実施
  - b 避難誘導活動の実施等
  - c 救援、救助活動の実施等
- (2) 企業等における事業継続計画の策定促進

企業等は、災害時における企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に中核事業を継続又は早期に復旧させるための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の堅牢、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、サプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

町は、企業における事業継続計画（BCP）の策定が促進されるよう普及啓発を図るとともに、実効性の高い方策が盛り込まれるよう計画策定への支援を行う。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

- (3) 企業等における帰宅困難者対策の促進

町は、災害時において公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な従業員等に対し、一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す。